



## 自損事故の場合、または相手方がいる事故で本特約を優先的にご請求いただく場合

### ① お支払基準

・事故のご事情に応じて以下のとおりとなります。

自損(単独)事故の場合	人身傷害補償の基準に従って、お支払いします。
相手方がいる事故の場合	人身傷害補償の基準に従った損害額と自賠責保険等によって支払われる金額を比較して、高い方をお支払いします。 ※弊社がお支払いした範囲内で、賠償義務者(自賠責等)に求償いたします。

### ③ご請求に必要な書類(主なもの)

・ご請求にあたっては、主に以下の書類が必要となります。  
・「自動車保険金請求書」と「個人情報の取り扱いに関する同意書」は、被害の程度に関わらず必須の書類です。早めのご返送をお願いいたします。  
・ご請求の内容によっては、掲載以外の書類が必要になる場合がございます。  
※書類の記載方法等、ご不明点がございましたら、担当者までご連絡なくお問い合わせください。

自動車保険金請求書 ※必須書類	裏面の記載方法をご参照の上、ご記入ください。 ※印鑑登録証明書のご提出をお願いしている場合、捺印欄は届出印(実印)を押印ください。								
個人情報の取り扱いに関する同意書 ※必須書類	弊社が負傷者様の医療情報を取得・利用する際に必要な書類です。								
治療費関係書類 ※傷害事故の場合、必須書類です。	・診断書、診療報酬明細書等 ・ご負担金の領収書(原本) ※必要な書式は弊社からお送りいたします。								
通院交通費明細書	タクシーをご利用の場合、必ず領収書(原本)をご提出ください。 ※必要な書式は弊社からお送りいたします。								
休業損害関係書類 ※必要書類はご職業やご勤務形態により異なります。詳細は担当者にご相談ください。	<table border="1"> <tr> <td>有職者の方</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>休業損害証明書</td> <td>お勤め先にてご記入いただけてください。 ※書式は弊社からお送りいたします。</td> </tr> <tr> <td>右の書類のいずれか(コピー)</td> <td>                     ①前年度源泉徴収票                      ②確定申告書                      ③お勤め先備え付けの賃金台帳(事故前3ヶ月分)                      ※事故前3ヶ月…12月事故の場合は9~11月をさします。                 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>主婦の方</td> <td>・家事従事者証明書 ※書式は弊社からお送りいたします。負傷者様にて作成ください。お支払額は治療終了後に計算いたします。</td> </tr> </table>	有職者の方	<table border="1"> <tr> <td>休業損害証明書</td> <td>お勤め先にてご記入いただけてください。 ※書式は弊社からお送りいたします。</td> </tr> <tr> <td>右の書類のいずれか(コピー)</td> <td>                     ①前年度源泉徴収票                      ②確定申告書                      ③お勤め先備え付けの賃金台帳(事故前3ヶ月分)                      ※事故前3ヶ月…12月事故の場合は9~11月をさします。                 </td> </tr> </table>	休業損害証明書	お勤め先にてご記入いただけてください。 ※書式は弊社からお送りいたします。	右の書類のいずれか(コピー)	①前年度源泉徴収票 ②確定申告書 ③お勤め先備え付けの賃金台帳(事故前3ヶ月分) ※事故前3ヶ月…12月事故の場合は9~11月をさします。	主婦の方	・家事従事者証明書 ※書式は弊社からお送りいたします。負傷者様にて作成ください。お支払額は治療終了後に計算いたします。
有職者の方	<table border="1"> <tr> <td>休業損害証明書</td> <td>お勤め先にてご記入いただけてください。 ※書式は弊社からお送りいたします。</td> </tr> <tr> <td>右の書類のいずれか(コピー)</td> <td>                     ①前年度源泉徴収票                      ②確定申告書                      ③お勤め先備え付けの賃金台帳(事故前3ヶ月分)                      ※事故前3ヶ月…12月事故の場合は9~11月をさします。                 </td> </tr> </table>	休業損害証明書	お勤め先にてご記入いただけてください。 ※書式は弊社からお送りいたします。	右の書類のいずれか(コピー)	①前年度源泉徴収票 ②確定申告書 ③お勤め先備え付けの賃金台帳(事故前3ヶ月分) ※事故前3ヶ月…12月事故の場合は9~11月をさします。				
休業損害証明書	お勤め先にてご記入いただけてください。 ※書式は弊社からお送りいたします。								
右の書類のいずれか(コピー)	①前年度源泉徴収票 ②確定申告書 ③お勤め先備え付けの賃金台帳(事故前3ヶ月分) ※事故前3ヶ月…12月事故の場合は9~11月をさします。								
主婦の方	・家事従事者証明書 ※書式は弊社からお送りいたします。負傷者様にて作成ください。お支払額は治療終了後に計算いたします。								
後遺障害関係書類	・後遺障害診断書 ※書式は弊社からお送りいたします。通院先の医師にて作成いただけてください。文書料は後遺障害が認定された場合にお支払いいたします。								
死亡関係書類	・死亡診断書、委任状、戸籍謄本、印鑑登録証明書、葬儀費用領収書等 ※詳細は担当者から別途ご案内させていただきます。								

### ② 主な補償内容

・お支払い対象となる項目や内容は被害の程度などによって変わりますが、おおむね以下のとおりとなります。

治療費	負傷者様でご負担された実費をお支払いいたします。 ※治療にあたっては、社会保険(国民健康保険や組合健康保険、労災等)を優先的にご使用ください。
通院交通費	通院手段として、公共交通機関(電車、バス等)や自家用自動車等をご利用の場合、通院交通費としてお支払いいたします。 ※タクシーをご利用の場合、あらかじめ担当者にご相談ください。
休業損害	ケガの影響で働くことができず収入が減少した場合について、その減少額に応じてお支払いいたします。
精神的損害	ケガの大きさや治療期間、治療日数に応じて、約款の基準に基づいて計算いたします。 ※治療終了後に計算させていただきますこととなります。
後遺障害	・後遺障害保険金のお支払いには、約款規定の等級認定を事前の審査によって受ける必要があります。 ・後遺障害等級が認定されると、逸失利益、精神的損害(後遺障害分)などが傷害とは別途補償されます。
死亡	逸失利益、精神的損害(死亡)、葬儀費用などが補償されます。 ※弊社にて事故状況などの確認をさせていただく場合があります。
臨時費用	人身事故により、被保険者が死亡した場合、または病院等に20日以上入院した場合に、お支払いします。 ※被保険者が死亡した場合…10万円 入院20日以上の場合…2万円

〈保険開始日が平成24年1月31日以前のご契約に適用されます〉

※詳しくは「アクサダイレクト総合自動車保険普通約款 特約」をご覧ください。

## 相手方保険会社等から賠償対応を受けられている場合

### ①人身傷害補償特約ご利用までの流れ

相手方とのご示談の後、お客様よりご提出いただきました書類をもとに、弊社にて差額を計算させていただきます。



- (1) 相手方保険会社等に損害賠償の請求をします。
- (2) 相手方保険会社等と示談をします。
- (3) 相手方保険会社等と示談後、弊社担当者にご連絡いただきます(必要書類をお打ち合わせします)。
- (4) 相手方保険会社等の賠償額と人身傷害補償特約の算定額とを弊社にて比較し、弊社の算定額が相手方賠償額を上回った場合、その差額をお支払いいたします。

### ②ご請求に必要な書類

#### (1)弊社からご送付した書類

・弊社からご送付しております以下の2点を作成いただき、ご返送ください。

自動車保険金請求書 ※必須書類	裏面の記載例をご参照の上、ご記入ください。 ※印鑑登録証明書のご提出をお願いしている場合、捺印欄は届出印(実印)を押印してください。
個人情報の取り扱いに関する同意書 ※必須書類	弊社が負傷者様の医療情報を取得・利用する際に必要な書類です。

#### (2)お手元にある書類

・お手元にある書類のうち、以下の2点のコピーを弊社までご送付ください。

示談書(承諾書) ※必須書類	損害賠償の最終的な書面として、相手方と取り交わしたものです。
損害賠償額内訳書 ※必須書類	相手方からの賠償金の内訳・内容が分かる書類です。(損害賠償のご案内)

#### (3)相手方保険会社等からお取り付けいただく書類(必要に応じて)

・ケガの状況やご示談の内容に応じて、以下の書類のご送付を弊社までお願いする場合があります。

治療費関係書類	交通事故証明書	休業損害関係書類	後遺障害関係書類	死亡関係書類
---------	---------	----------	----------	--------

### ③お支払い保険金の算出方法

以下の計算式に基づいてお支払い保険金を算出いたします。  
なお、計算の結果、相手方賠償額が人身傷害補償算出額を上回っていることにより、差額が発生しない(お支払いが発生しない)場合がございます。あらかじめご了承ください。

$$\begin{aligned}
 (1) & \text{ 人身傷害補償基準による認定損害額} - \text{賠償義務者(相手方)による損害賠償額(相手方との示談額)} + \text{臨時費用保険金(※2)} = \text{アクサ補償金額(1)} \\
 (2) & \text{ 人身傷害補償基準による認定損害額} - \text{賠償義務者(相手方)に損害賠償請求できる額(※1)} + \text{臨時費用保険金(※2)} = \text{アクサ補償金額(2)}
 \end{aligned}$$

(1)(2)のいずれか高い方の金額をお支払いします。

(※1)賠償義務者(相手方)に損害賠償請求できる額は、  
(a)人傷基準による認定損害額×賠償義務者(相手方)の過失割合  
(b)自賠責保険等で支払われる額のいずれか高い方とします。

(※2)保険開始日が平成24年1月31日以前のご契約に適用されます

※詳しくは「アクサダイレクト総合自動車保険普通約款 特約」をご覧ください。